Dainichiseika
証券コード4116

第118期
定時株主総会
招集ご通知

日時

2021年６月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

場所

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号
当社本社ビル９階　彩鳳

決議事項

第１号議案
剰余金の処分の件

第２号議案
取締役８名選任の件

第３号議案
監査役２名選任の件

第４号議案
補欠監査役１名選任の件

第５号議案
取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
ご来場される株主様には、検温、手指の消毒、マスク着用をお願いしております。



株主の皆様へ

「彩りとアイディアをカタチにする」化学メーカーです。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループは、色彩の総合メーカーとして、1931年の創業以来、世の中の技術革新にいち早く注目し、新しい技術、製品を生み出すことで、ファインケミカルの立場から社会に貢献してまいりました。

これまで培ってきました当社グループのコアとなる技術を深化させ、新たな技術と融合させることにより、ＩＴ・エレクトロニクス、ライフサイエンス・パーソナルケア、モビリティ、パッケージングなどの分野に積極的に注力し、技術オリエンテッドのソリューションカンパニーを目指してまいります。

また、ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）活動の充実が地球社会と企業の長期的・持続的な成長をもたらし、ひいては企業価値の向上に繋がるものとの認識から、環境問題への取組み、ダイバーシティの推進、一層のコーポレートガバナンス体制の強化・充実などにより、当社グループに係るさまざまなステークホルダーを通じて、今後とも社会貢献を果たしてまいります。

株主の皆様を始め、当社グループに係るすべての皆様のご期待に誠実にお応えし、信頼される企業となるよう弛まぬ努力を続けてまいります。今後とも皆様の変わらぬご支援を宜しくお願い申し上げます。



代表取締役社長

高橋 弘二

企業理念

人に興味を持とう
新しいことに興味を持とう
未来に興味を持とう

行動指針

人間は面白い。
その面白い人間が作っているのが企業であり、また顧客です。
全ての経済原則、経営理論は、人の行動原理に基本があります。
人に興味を持とう。

新しいことはワクワクする。
技術革新や商品開発は顧客や市場を開拓すると同時に、人間も活性化します。
新しいことに興味を持とう。

未来を考えることは楽しい。
未来は子供たちのものです。
未来を考えれば、人も企業も自分だけでは生きて行けないことが分かります。
顧客の発展が無ければ、当社は富んでも長続きしません。
更に、社会に生かされなければ、人も企業も存続し得ません。
未来に興味を持とう。

株 主 各 位

証券コード4116
2021年６月７日
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号

大日精化工業株式会社
代表取締役社長　**高橋弘二**

第118期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第118期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年６月28日（月曜日）午後５時30分まで**に行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日時	2021年６月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）	
２．場所	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号　当社本社ビル９階　彩鳳	
３．目的事項	**報告事項**	１．第118期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第118期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役８名選任の件 第３号議案　監査役２名選任の件 第４号議案　補欠監査役１名選任の件 第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
当日、お土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ http://www.daicolor.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（６頁～17頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

インターネット等と書面により、重複して議決権が行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

インターネット等による議決権行使の場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

(株主様のインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合もございます。インターネットに関する費用(接続料、通信費等）は株主様のご負担となります。)

行使期限：

2021年６月28日（月曜日）
午後５時30分入力完了分まで

「議決権行使書」をご郵送いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着するようにご返送ください)

行使期限：

2021年６月28日（月曜日）
午後５時30分到着分まで

株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

(ご捺印は不要です)

株主総会日時：

2021年６月29日（火曜日）
午前10時

議決権行使書のご記入方法

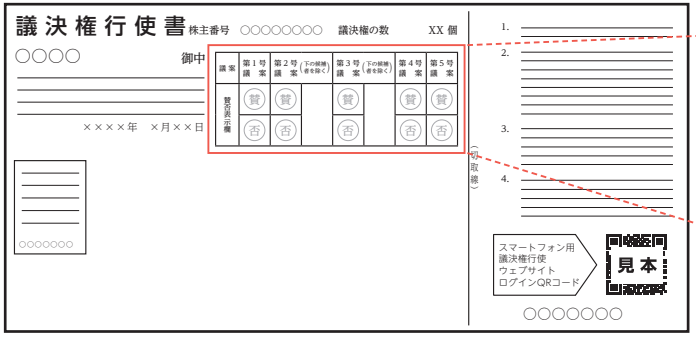

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第１号議案	第２号議案（下の候補者を除く）		第３号議案（下の候補者を除く）		第４号議案	第５号議案
賛否表示欄	賛	賛		賛		賛	賛
	否	否		否		否	否

■ 賛成する場合→“賛”を○で囲んでください。

■ 否認する場合→“否”を○で囲んでください。

■ 一部の候補者を反対する場合→“賛”の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※各議案につきまして、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使の場合は次頁をご覧ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットを使った議決権行使により削減される郵送費用は、当社の企業理念、行動指針を踏まえ「子供の未来応援基金」に寄附いたします。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

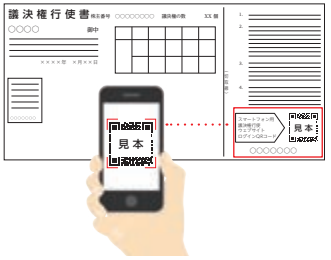

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによるご行使

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

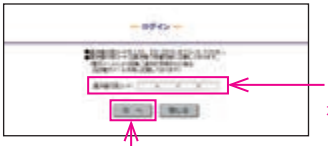

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

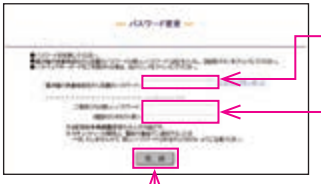

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間　平日９：00～21：00)

【機関投資家の皆さまへ】

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

第118期に関しましては、新型コロナ禍による業績悪化を軽減することはできたものの、固定費をはじめとする経費削減によるものも大きく、今後の更なる業績回復に向け、当面の内部留保を厚く持たせて頂きたいと存じます。

つきましては、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

①配当財産の種類	金銭
②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金30円　総額554,194,620円 なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、年間配当金は45円となります。
③剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月30日

〈ご参考〉１株当たり配当金の推移

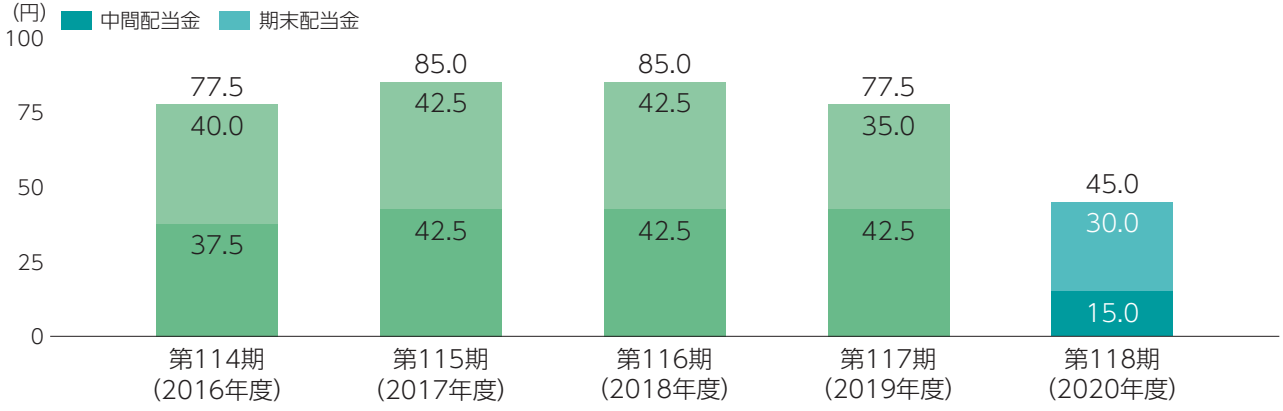

注）2017年10月１日付で株式併合（普通株式５株を１株に併合）を行っております。
株式併合後の基準で換算した金額を株式併合調整後１株当たり配当金として記載しております。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。
また、社外取締役　山田 恒太郎氏は、2021年１月28日付で辞任により退任いたしました。
つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役１名を増員し、取締役８名の選任をお願いするものです。
取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	(年齢)		現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	高橋 弘二（たかはし こうじ）	(満60歳)	再任	代表取締役社長 業務推進室、社長室、秘書室、内部監査室、CSR･ESG推進本部担当 最高情報セキュリティ責任者	100% (13回／13回)
2	小城 義尚（こしろ よしたか）	(満67歳)	再任	常務取締役 技術機構総括	100% (13回／13回)
3	廣田 惠司（ひろた けいじ）	(満68歳)	再任	常務取締役 推進機構総括 総務・人事本部、広報本部、購買本部、海外事業本部担当	100% (10回／10回)
4	一関 昌文（いちのせき まさふみ）	(満67歳)	再任	取締役 事業機構総括 顔料事業部、化成品事業部、合樹・着材第１事業部、新規事業開発本部、グラビアインキ事業部、オフセットインキ事業部担当	100% (10回／10回)
5	青葉 匡彦（あおば まさひこ）	(満57歳)	新任	常務執行役員 生産機構担当 生産推進本部、各製造事業所、施設･設備本部担当	—
6	瀧野 裕之（たきの ひろゆき）	(満73歳)	再任 社外 独立	社外取締役	92% (12回／13回)
7	中川 義章（なかがわ よしあき）	(満66歳)	新任 社外 独立	—	—
8	長濱 晶子（ながはま あきこ）	(満44歳)	新任 社外 独立	—	—

＜ご参考＞取締役候補者の指名方針と選任手続

以下の基準を満たす者の中から、代表取締役社長が必要に応じて社外役員を主要な構成員とする諮問委員会を経て候補者を選び、取締役会に提案し、取締役会がその決議により候補者を選任します。

一　取締役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと
二　取締役としての職務執行に高いバイタリティを有していること
三　高い人望、品格、倫理観を有していること
四　高い経営的知識を有し、客観的判断能力、先見性等に優れていること
五　その他、コーポレートガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること

社外取締役の指名については、上記方針に加えて、別途以下の基準を満たすことを条件としています。

一　出身の各分野において高い見識を有していること
二　独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること
三　社外取締役の独立性確保のための基準を満たしていること

1 高橋 弘二（たかはし こうじ）

1961年４月30日生（満60歳） 再任



取締役在任期間
23年
取締役会への出席状況
100%（13回／13回）
所有する当社の株式数
46,032株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年４月	新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社
1993年７月	当社入社
1997年10月	当社経営管理室 室長
1998年６月	当社取締役
2000年６月	当社専務取締役
2009年７月	当社取締役副社長
2011年６月	当社代表取締役社長（現）
2014年６月	当社社長室担当（現） 当社秘書室担当（現） 当社内部監査室担当（現） 当社生産企画室担当
2018年４月	当社特定事業企画室担当
2019年４月	当社業務推進室担当（現） 当社環境安全統括室担当 当社品質化学品統括室担当
2020年６月	当社CSR・リスク管理推進本部（現 CSR･ESG推進本部）担当（現） 当社最高情報セキュリティ責任者（現）

（重要な兼職の状況）
ディー・エス・エフ㈱ 代表取締役社長

選任理由
当社グループの一員として、社業全般に係る業務に携わることにより、豊富な実務経験を積み業務全般について熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において十分に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

2 小城 義尚（こしろ よしたか）

1953年11月29日生（満67歳） 再任



取締役在任期間
５年
取締役会への出席状況
100%（13回／13回）
所有する当社の株式数
2,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年４月	当社入社
2014年11月	当社技術統括本部室 次長
2015年４月	当社執行役員
2015年６月	当社技術機構統括補佐兼技術管理本部 本部長
2016年４月	当社上席執行役員
2016年６月	当社取締役 当社技術機構総括（現） 当社技術管理本部担当
	当社基幹技術本部担当 当社事業開発本部担当
2017年４月	当社合成研究本部担当 当社分散研究本部担当
2019年４月	当社品質化学品統括室 室長
2020年４月	当社CSR・リスク管理推進本部（現 CSR･ESG推進本部）本部長（現）
2020年６月	当社常務取締役（現）

選任理由
当社グループの一員として、技術管理本部 本部長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。技術機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

3 廣田 惠司（ひろた けいじ）

1952年７月23日生（満68歳） 再任



取締役在任期間
１年
取締役会への出席状況
100％（10回／10回）
所有する当社の株式数
3,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年４月	当社入社
2012年４月	当社中部支社 支社長
2014年４月	当社総務・人事本部室 室長
	当社東日本支社 支社長
2015年４月	当社総務・人事本部 本部長
2016年２月	当社広報本部 本部長（現）
2016年４月	当社執行役員
2018年４月	当社上席執行役員
2018年６月	当社常務執行役員
	当社推進機構担当
	当社総務・人事本部担当（現）
	当社広報本部担当（現）
2020年６月	当社常務取締役（現）
	当社推進機構総括（現）
	当社購買本部担当（現）
	当社海外事業本部担当（現）

選任理由

当社グループの一員として、総務・人事本部や広報本部を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。総務・人事本部や広報本部担当としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

4 一関 昌文（いちのせき まさふみ）

1954年４月５日生（満67歳） 再任



取締役在任期間
１年
取締役会への出席状況
100％（10回／10回）
所有する当社の株式数
2,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年４月	当社入社
2012年４月	九州事業所 事業所長
	九州大日精化工業株式会社 代表取締役社長
2014年11月	当社オフセットインキ事業部 事業部長
2016年４月	当社執行役員
2017年４月	当社購買本部 本部長
2019年６月	当社常務執行役員
	当社事業機構担当
	当社化成品事業部担当（現）
	当社合樹・着材第２事業部担当
	当社コート材事業部担当
	当社グラビアインキ事業部担当（現）
2020年６月	当社取締役（現）
	当社事業機構総括（現）
	当社顔料事業部担当（現）
	当社合樹・着材第１事業部担当（現）
	当社新規事業開発本部担当（現）
	当社オフセットインキ事業部担当（現）
	当社新規事業開発本部 本部長（現）

選任理由

当社グループの一員として、九州事業所 所長や九州大日精化工業株式会社 社長を経験すると同時に、オフセットインキ事業部 事業部長、購買本部 本部長を歴任の上、常務執行役員としての立場から、事業機構の主要な事業部を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。事業所長や事業機構担当としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

5 青葉 匡彦（あおば まさひこ）

1963年９月５日生（満57歳） 新任



所有する当社の株式数
500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年４月	当社入社
2014年４月	当社東海製造事業所 事業所長（現）
2019年４月	当社執行役員
2020年４月	当社東京製造事業所 事業所長（現）
2020年６月	当社常務執行役員（現） 当社生産機構担当（現） 当社生産推進本部担当（現） 当社各製造事業所担当（現） 当社施設・設備本部担当（現）

選任理由

当社グループの一員として、東海製造事業所長、東京製造事業所長を務め、海外勤務の経験など、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。生産機構総括としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。

6 瀧野 裕之（たきの ひろゆき）

1947年11月28日生（満73歳） 再任 社外 独立



取締役在任期間
７年
取締役会への出席状況
92%（12回／13回）
所有する当社の株式数
０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年４月	大阪合同株式会社（現 オー・ジー株式会社）入社
1994年４月	同社社長室長
1997年６月	同社取締役総合企画室長
2001年６月	同社常務取締役海外担当
2003年６月	同社専務取締役営業本部長
2005年６月	同社代表取締役社長
2013年６月	同社代表取締役会長
2014年６月	当社取締役（現）
2019年６月	オー・ジー株式会社相談役
2020年３月	同社退職

選任理由及び期待される役割の概要

オー・ジー株式会社の代表取締役会長を歴任しておられます。同氏の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合には、取締役会の機能の独立性の強化及び客観性の向上等を目的として設置している諮問委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立的、客観的な立場で関与いただく予定です。

7 中川 義章（なかがわ よしあき）

新任 社外 独立

1955年２月２日生（満66歳）



所有する当社の株式数
０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年４月	防衛庁（現 防衛省）陸上自衛隊入隊
2000年12月	自衛隊帯広地方連絡部長
2002年３月	陸上幕僚監部人事部 援護業務課長
2004年３月	北部方面総監部幕僚副長（札幌）
2006年３月	統合幕僚監部報道官
2007年７月	中部方面総監部幕僚長兼伊丹駐屯地司令
2009年12月	第１師団長（練馬）
2011年４月	陸上自衛隊研究本部長
2013年８月	陸上自衛隊退職
2013年11月	株式会社小松製作所顧問
2020年２月	同社退職
2020年４月	株式会社電巧社顧問（現）

選任理由及び期待される役割の概要

陸上自衛隊の将官として長年にわたり組織運営・管理に従事したことと合わせ、その経験を活かして事業会社の顧問を務められたことによる豊富な経験と幅広い見識は、広範かつ高度な視点から、組織運営やコーポレートガバナンス等当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人材と判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合には、取締役会の機能の独立性の強化及び客観性の向上等を目的として設置している諮問委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立的、客観的な立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

8 長濱 晶子（ながはま あきこ）

新任 社外 独立

1976年９月30日生（満44歳）



所有する当社の株式数
０株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年11月	司法試験合格
2007年12月	司法研修所修了 弁護士登録
2007年12月	YNM法律事務所（現 長濱・水野・井上法律事務所）入所（現）

選任理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識・経験を有し、特にコンプライアンス・企業法務全般に精通していることから、当社グループのリーガル・リスク・マネジメントやコーポレートガバナンスの強化に資することが期待できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合には、取締役会の機能の独立性の強化及び客観性の向上等を目的として設置している諮問委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立的、客観的な立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．瀧野 裕之氏、中川 義章氏及び長濱 晶子氏は、社外取締役として選任するものです。
3．当社は、瀧野 裕之氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。中川 義章氏及び長濱 晶子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4．社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第27条第２項において社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、瀧野 裕之氏と責任限定契約を締結しております。瀧野 裕之氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり、中川 義章氏及び長濱 晶子氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定です。
その契約内容の概要は次のとおりです。
①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の43頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6．議案が承認可決された場合の、当社取締役のスキルマトリクスは以下のとおりです。

氏名	知識・経験・スキル、期待する分野									
	企業経営／事業戦略／リーダーシップ	CSR・ESG・コンプライアンス	財務・会計・税務	IT・情報システム	人事・労務人財開発	技術開発・技術開発管理	SCM／物流	業界・業界動向／マーケティング新規事業	供給、製造	国際性、多様性
高橋 弘二	●	●	●	●						●
小城 義尚	●	●				●			●	
廣田 惠司			●	●	●			●		
一関 昌文							●	●	●	
青葉 匡彦					●	●	●		●	●
瀧野 裕之	●	●	●					●		
中川 義章	●	●			●	●				●
長濱 晶子		●								●

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役　川田 勝久氏、伊東 君男氏の２氏は、本総会終結の時に任期が満了いたします。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1　川田（かわだ） 勝久（かつひさ）

1952年３月31日生（満69歳）　再任



監査役在任期間
４年
監査役会への出席状況
100%（17回／17回）
所有する当社の株式数
1,400株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1974年４月	当社入社
2014年４月	当社事業本部室 室長
	当社執行役員
2015年４月	当社事業管理本部 本部長
2017年６月	当社監査役（現）

選任理由

当社グループの一員として、事業管理本部 本部長を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、引き続き監査役候補者として選任をお願いするものです。

2　山口（やまぐち） 秀巳（ひでみ）

新任　社外　独立

1954年１月２日生（満67歳）



所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1972年４月	東京国税局入局
1998年５月	税理士資格取得
2008年７月	北沢税務署長
2013年７月	東京国税局調査第二部長
2014年７月	東京国税局退官
2014年８月	税理士開業（現）
2016年９月	東洋ドライルーブ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現）
2017年４月	当社顧問税理士
2017年６月	当社補欠監査役（現）

選任理由

国税局の要職を歴任され、また税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する充分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが十分に期待できるため、社外監査役候補者として選任をお願いするものです。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社経営に関する適切な助言を頂けることが期待できますので、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．山口 秀巳氏は、社外監査役候補者であります。
3．社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第２項において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、山口 秀巳氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4．山口 秀巳氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役１名の選任をお願いするものです。
なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

五十里 秀一朗（いかり しゅういちろう）

1960年１月２日生（満61歳）　社外　独立
所有する当社の株式数　０株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年４月　東京国税局入局
2002年６月　税理士資格取得
2016年７月　藤沢税務署長
2019年７月　東京国税局調査第四部長
2020年７月　東京国税局退官
2020年８月　税理士開業（現）
2021年４月　当社顧問税理士（現）

選任理由

国税局の要職を歴任され、また税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する充分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．補欠監査役候補者五十里 秀一朗氏は、補欠の社外監査役として選任するものです。
３．社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第２項において社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、五十里 秀一朗氏が監査役に就任された場合には社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定です。
その契約内容の概要は次のとおりです。
①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
４．五十里 秀一朗氏が社外監査役に就任された場合には当社との税理士顧問契約は解消する予定です。
５．五十里 秀一朗氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は2014年６月27日開催の第111期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠の範囲内で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

当社は、2021年３月24日開催の取締役会において事業報告の35頁記載のとおり「取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しており、本議案は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時等の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役又は役付執行役員のいずれの地位をも退任した場合その他本割当契約に定める場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は役付執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合その他本割当契約に定める場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 無償取得事由の概要

①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②当社は、対象取締役につき、譲渡制限期間中に禁錮以上の刑に処せられた場合、破産手続開始等の手続開始の申立てがあった場合、当社の取締役及び役付執行役員の何れの地位からも退任した場合（ただし、一定の場合を除く）等において、対象取締役がこれらに該当した時点をもって本割当株式を当然に無償で取得する。

③上記のほか、対象取締役において、競業を行ったと当社の取締役会が認めた場合、法令、当社の内部規程に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合等に係る無償取得事由を定める。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、かかる譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

添付書類

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 当社グループの現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けるなか、期後半にかけては、米国経済は経済対策の効果もあり、中国経済は輸出が堅調に推移するなど、総じて景気は回復基調となりました。一方、欧州経済は感染拡大の影響により行動制限が強化されるなど低調に推移しました。日本経済は、輸出の増加を受けて製造業が回復基調となる一方、緊急事態宣言の再発令により旅行・飲食業を中心に低迷し、企業の景況感は二極化が鮮明となりました。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度における売上高は、期前半は生産活動の低下により印刷総合システム事業を除く全てのセグメントで低迷し、期後半以降、主に化学品事業及び高分子事業の車両業界向け及び情報・電子業界向け製品を中心に回復しましたが、1,384億９千１百万円（前年同期比10.7％減）と減収になりました。

一方、営業利益は、固定費の支出を抑制した結果、49億２千万円（同1.4％増）、経常利益は56億１千３百万円（同0.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に投資有価証券売却益を計上したことなどにより63億４千３百万円（同59.5％増）の増益となりました。

売上高

第117期（2020年３月期）	前期比	第118期（2021年３月期）
155,108百万円	10.7％減	138,491百万円

営業利益

第117期（2020年３月期）	前期比	第118期（2021年３月期）
4,850百万円	1.4％増	4,920百万円

経常利益

第117期（2020年３月期）	前期比	第118期（2021年３月期）
5,582百万円	0.6％増	5,613百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第117期（2020年３月期）	前期比	第118期（2021年３月期）
3,977百万円	59.5％増	6,343百万円

売上構成比

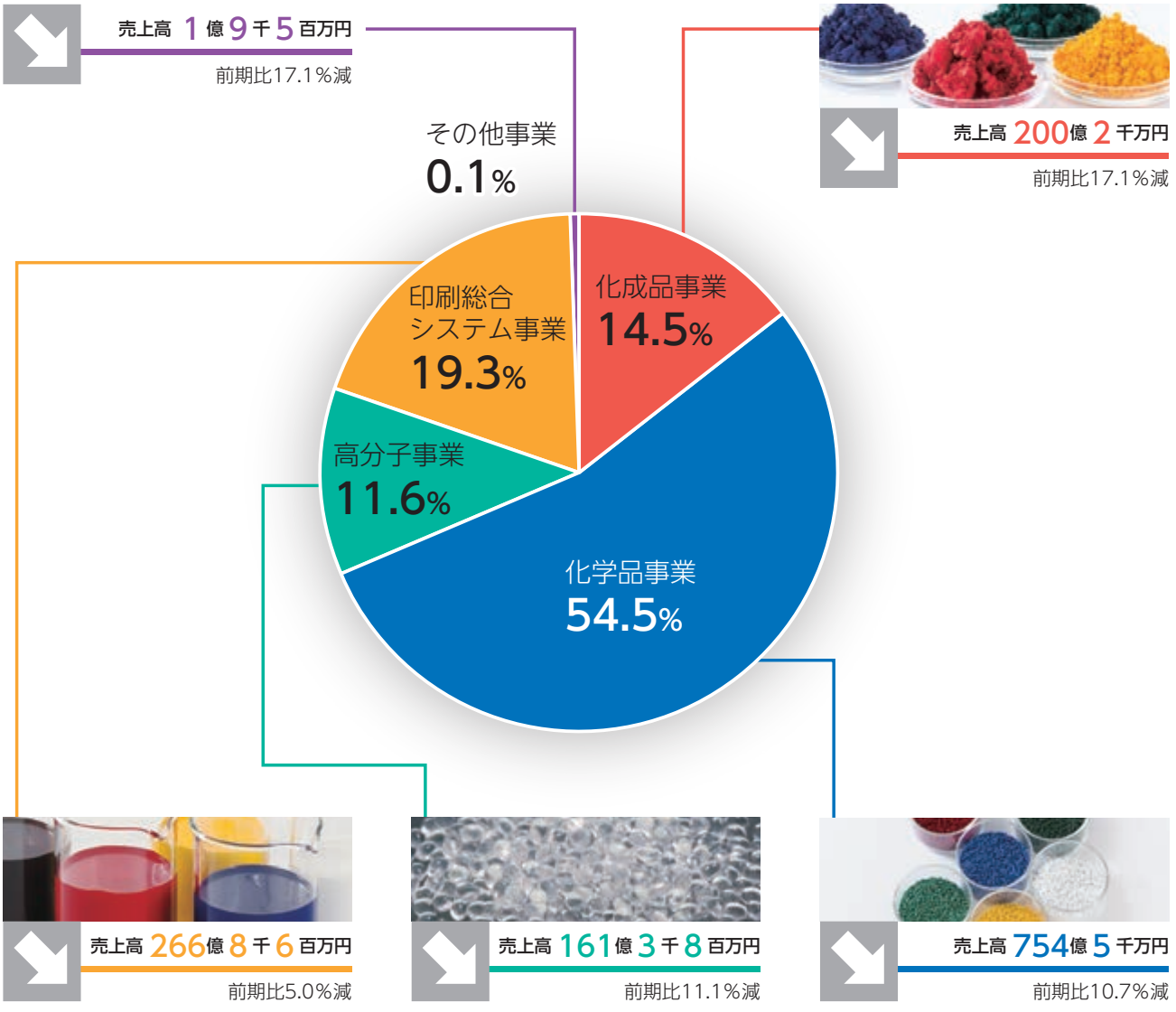
売上高 1億9千5百万円
前期比17.1%減
その他事業
0.1%
売上高 200億2千万円
前期比17.1%減
印刷総合
システム事業
19.3%
化成品事業
14.5%
高分子事業
11.6%
化学品事業
54.5%
売上高 266億8千6百万円
前期比5.0%減
売上高 161億3千8百万円
前期比11.1%減
売上高 754億5千万円
前期比10.7%減

次に事業セグメントの業績についてご報告いたします。
なお、営業利益につきましては、全社費用等の配分前で記載しております。

化成品事業

［主要な製品］塗料、印刷インキ、情報表示・記録用の無機・有機顔料及び加工顔料、繊維用着色剤



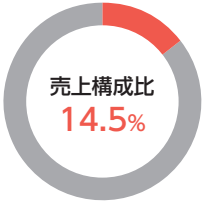

情報表示・記録用顔料はテレワーク拡大によるディスプレイ関連が堅調な一方、オフィス事務機関連が低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は200億２千万円（同17.1％減）、営業利益は16億１千６百万円（同25.1％減）となりました。

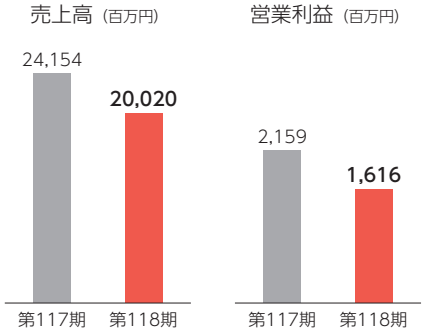

化学品事業

［主要な製品］マスターバッチ、樹脂コンパウンドなどのプラスチック用着色剤、紫外線・電子線硬化型コーティング剤



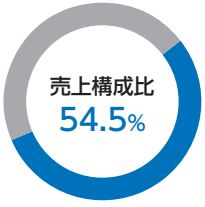

車両業界向けの着色剤は、国内外ともに第３四半期から回復が顕著となりました。

コーティング剤は情報・電子業界向けのディスプレイ関連が好調に推移しました。海外連結子会社においては、期後半以降、中国・東南アジアの樹脂コンパウンドが、家電・OA機器業界及び車両業界向けを中心に回復しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は754億５千万円（同10.7％減）、営業利益は40億４千万円（同2.6％増）となりました。

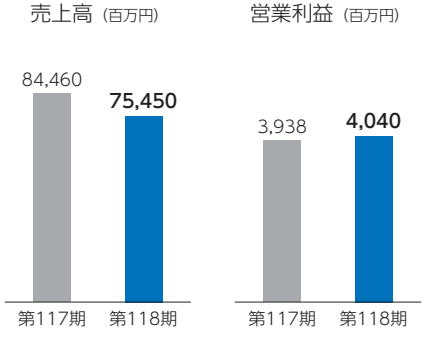

高分子事業

［主要な製品］ウレタン樹脂、天然物由来高分子



車両業界向けは、国内外ともに第３四半期から回復が顕著となり以降好調に推移しました。

海外連結子会社においてはアメリカの事業拠点の業績が低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は161億３千８百万円（同11.1％減）、営業利益は26億７千６百万円（同1.4％減）となりました。

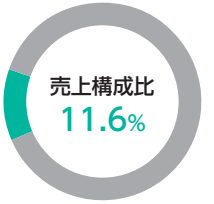

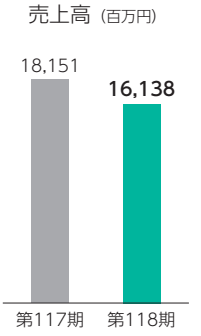

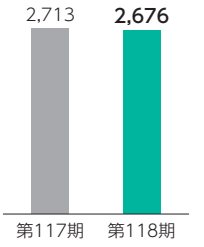

印刷総合システム事業

［主要な製品］印刷インキ、事業に付帯する商品とサービス



グラビアインキは、国内は一般包材向けパッケージ関連が堅調に推移しました。また、インドネシアの拠点の業績が好調に推移致しました。

一方、オフセットインキは需要減少傾向が続きました。

これらの結果、当セグメントの売上高は266億８千６百万円（同5.0％減）、営業利益は22億円（同8.0％増）となりました。

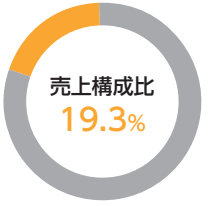

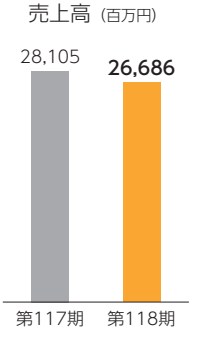



その他事業

当事業は、グループ各社等への不動産管理などを行っております。
当セグメントの売上高は１億９千５百万円（同17.1%減）となり、営業損失は２億１千５百万円となりました。

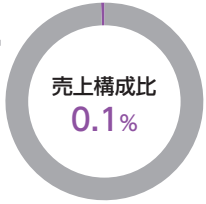

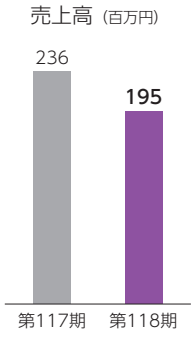



(2) 対処すべき課題

当社グループは、環境の変化に的確に対応し、持続的な社会の実現に貢献する製品、サービスを提供する技術オリエンテッドのソリューションカンパニーとして、事業の収益性、資本効率を重視する点から、ROA(総資産経常利益率)５％、ROE(自己資本利益率)９％を中長期的な経営目標として掲げることといたします。

このために、次の３つの施策を重点的に進めております。

ア、技術主導による競争優位性確保
イ、ESGを重視した経営による企業価値向上に向けた改革の推進
ウ、海外事業拡大に向けた事業基盤の強化～海外売上高比率の向上

ア、技術主導による競争優位性確保

当社グループでは、技術マネジメント手法を用いて保有する技術を再評価し、社会的なニーズ(ESG)への貢献を最優先課題として、オープンイノベーション、セグメント間のシナジー、知財戦略などを組み合わせ、市場規模・収益性・成長性を評価して、保有している３つのコア技術（1 有機無機合成・顔料処理技術、 2 分散・加工技術、 3 樹脂合成技術）を深化させた技術開発に取り組んでおります。従来の注力４分野(環境、エネルギー、パーソナルケア、IT・エレクトロニクス)を改めて、①IT・エレクトロニクス、②ライフサイエンス・パーソナルケアの二つを新規発展分野、③モビリティ、④パッケージングの二つを継続発展分野として開発対象の中心に据え、資金と人財を積極的に投入することを行い、技術主導による競争優位の確保を目的とした「技術オリエンテッド」体制の構築を目指すことといたします。これにより、製品の差別化、品質向上により社会貢献度を高め、同時に収益性の確保を図ってまいります。

・新規発展分野
①ＩＴ・エレクトロニクス・・・導電性樹脂、二次電池用部材、帯電防止材、放熱材、ＩＪ顔料・分散液、機能性ポリマー
②ライフサイエンス・パーソナルケア・・・生分解性微粒子、化粧品材料

・継続発展分野
③モビリティ・・・ウレタン・アクリル・シリコン合成樹脂、高機能コンパウンド
④パッケージング・・・新規バリア性素材、リサイクル用インキ

イ、ESGを重視した経営による企業価値向上に向けた改革の推進

ESGへの取組みは、当社グループを取り巻くサプライチェーン全体の重要な課題として認識し、原材料調達段階から当社製品を使用した製品が廃棄される段階までを含めたライフサイクル全体において以下の施策を実施してまいります。

(ア)ESG貢献製品開発・拡販

脱炭素社会に貢献する二酸化炭素を原料とした樹脂、生分解性微粒子、バイオマス由来製品、水性製品等、環境に調和する製品の開発や、お客様の効率改善に貢献し結果的にエネルギー使用量、廃棄物を削減する製品の開発、紛争鉱物の不使用など、当社グループのみならず、サプライチェーン全体でESGに貢献します。

(イ)気候変動への取り組み

気候変動により生じる様々な影響に関して、TCFD提言に基づくリスクと収益機会を分析し、サプライチェーン全体にわたり当社グループの事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

リスクに向けた取り組みとして、自らの事業活動により排出される温室効果ガスの排出量削減を、継続的な省エネ対策と再生可能エネルギーによる電力の調達(※)を加速させ、温室効果ガス削減に関する日本の公約に貢献できる体制の確立を目指します。また、国内当社グループ内における温室効果ガス削減意識向上と、将来における炭素税導入への準備のために、インターナル・カーボンプライシング（社内制度）の導入に向け準備を開始いたします。

収益機会に向けては、脱炭素に貢献できる製品群の開発と拡販に努めてまいります。

一方で、当社が開発した二酸化炭素を原料とする樹脂の販売戦略と原料調達スキームを更に深化し、消費による二酸化炭素の削減を更に促進させてまいります。

(※)2021年度より、電力各社の再生可能エネルギー普及に協力することにより、再生可能エネルギーによる発電電力の提供を受ける契約を締結し、これを加味すれば国内当社グループの温室効果ガスの排出量は2013年度比60%削減を達成する見込みです。

(ウ)資源循環促進

石油資源等の枯渇防止及び環境への負荷軽減を目的として、バイオマス製品及びプラスチックのリサイクル化に貢献する製品の開発及び廃棄プラスチックを削減するための工程改善を進めてまいります。

(エ)社会貢献の一層の促進

当社グループにかかわるさまざまなステークホルダーとの関係を通じて、これまで以上に、社会貢献を果たしてまいります。

・お客様とのかかわり

「ものづくり」を通して社会に貢献するために、各拠点の環境整備の一端として、とりわけ化学物質管理には慎重を期して製品性能と品質保証を充実させることはもちろんのこと、生産現場からお客様の手に渡るまでに関わる全ての方の安全衛生を確保することが化学メーカーとして果たすべき責任であると認識しております。流通において、当社グループ全体を俯瞰した合理的で安全な物流安全体制の設置・運用、サプライチェーンを含めたESGに配慮した購買方針、調達基準を設定することなどの取り組みを行い、お客様から一層信頼いただける企業グループを目指してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症の当社グループに対する影響についてはまだまだ予断を許さない状況にあることを前提に、従業員の安全・安心、お客様への製品の安定的供給のために、引き続き対策プロジェクトを維持し、対策の立案、実施を図ってまいります。

・従業員とのかかわり

企業にとって「人」は財産であり、企業を常に活性化させるためには、さまざまな知識・スキルを持った「人財」と、高いパフォーマンスを引き出す環境が必要であると認識し、人財確保と教育に加え、対話により個人の価値観、個性、習慣等の多様性を認め合う場を築き、企業活動の改革に活かすことを目指していきます。そのために、ワーク・ライフバランスに配慮した社内制度の充実、ダイバーシティ＆インクルージョンを推進していきます。

・地域社会とのかかわり

当社グループは、「企業市民」として地域に貢献し、地域社会とともに発展していくことを目指します。このために、防災活動、職業体験受入、美化運動など多様な側面から地域の皆様と密接な交流を図ってまいります。

(オ)コーポレート・ガバナンスへの一層の取り組み

お客様や投資家をはじめとするステークホルダーから継続的に信頼を勝ち得ていくためには、単に法令遵守にとどまることなく、社内外からみて、より高次な牽制と「風通し」を両立した組織体制を確立し、かつこれを向上させ続けることだと考えます。ESG活動を、CSR活動を能動的に捉えた活動と認識し、ESG推進体制を常に的確に運用することで、迅速かつ牽制の効いた意思決定・業務執行につなげることは言うに及ばず、情報セキュリティへの取り組み、従業員に対する研修など地に足を付けた着実な活動を今後も一層展開してまいります。なお、上記の趣旨も鑑み、これまで以上に、E(環境配慮)、S(社会貢献)、G(企業統治)に重視した経営による企業価値向上を目指す目的のため、2021年４月１日付にて、CSR・リスク管理推進本部からCSR・ESG推進本部に名称変更しております。

ウ、海外事業拡大に向けた事業基盤の強化～海外売上高比率の向上～

当社グループの収益、成長の源泉は、国内・海外双方に存在し、GDP高伸長国での事業展開もバランスよく事業育成をしていく必要があるとの認識の基に、以下の施策により海外売上高比率の向上を継続的な目標として注力してまいります。

(ア)「地産地消」の推進と海外拠点の拡充

「地産地消」のスローガンの下、既に国内で十分な評価を得た製品の海外展開を目的に、既存、新設を問わず海外生産拠点の拡充を図り、また、多様な製品の生産を可能にする拠点にシフトすることにより、現地でのお客様の開拓、拡販を一層推進します。成長市場をターゲットに軟包装材用接着剤を始めとして高分子ポリマー製品の現地生産も視野に、本格的な市場参入を図ります。

(イ)新規ビジネスの創出

欧米には高付加価値製品をターゲットに市場展開を図ります。将来的にはM&Aも選択肢として現地生産化も鋭意検討してまいります。

(3) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は90億１百万円で、事業区分別の主な内訳は以下のとおりであります。

事業区分	設備投資金額(百万円)	設備投資の主な内容・目的
化成品事業	1,134百万円	東京製造事業所及び東海製造事業所における設備の拡充・改修
化学品事業	2,467	坂東製造事業所(茨城県坂東市)の建設
高分子事業	1,931	浮間合成㈱における新技術・研究棟建設
印刷総合システム事業	3,408	坂東製造事業所(茨城県坂東市)の建設
全社共通	57	特定の報告セグメントに帰属しない研究開発等

なお、複数の報告セグメントに係る設備投資については、適切な配賦基準によって各報告セグメントへ配分しております。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社は、坂東製造事業所建設資金の効率的な調達を行うため、取引銀行４行と総額83億円のコミット型シンジケートローン契約を締結し、48億９千７百万円の借入を行っております。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と総額80億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第115期 (2018年３月期)	第116期 (2019年３月期)	第117期 (2020年３月期)	第118期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売上高 (百万円)	167,446	170,394	155,108	138,491
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,361	3,876	3,977	6,343
１株当たり当期純利益 (円)	450.33	208.81	214.24	341.95
総資産 (百万円)	200,948	190,701	187,296	197,717
純資産 (百万円)	97,026	96,055	95,675	103,660
１株当たり純資産額 (円)	5,114.07	5,068.65	5,052.36	5,516.08

(注) １．売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額は、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。

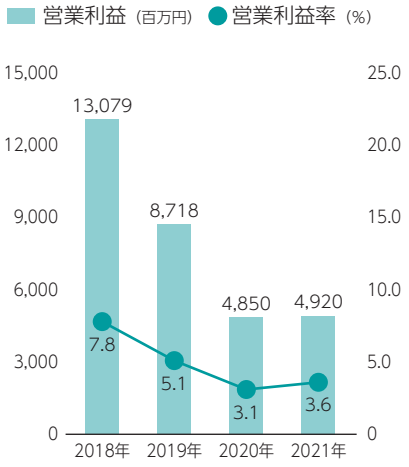

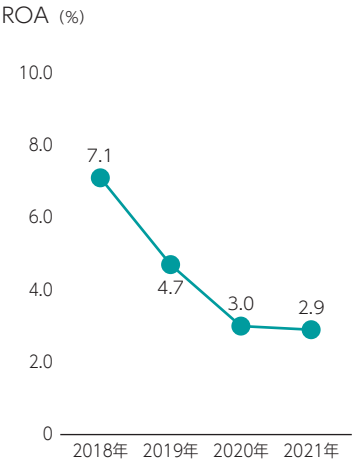

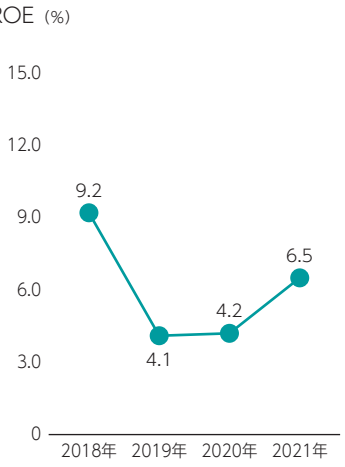

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
浮間合成株式会社	401百万円	100.0%	高分子事業製品の製造
ハイテックケミ株式会社	300百万円	100.0	化学品事業製品の製造
DAINICHI COLOR(THAILAND),LTD.	234百万Baht	93.0	化学品事業製品の製造販売
DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.	83,000千HK$	100.0	化学品事業製品の販売
東莞大日化工廠有限公司	121,000千HK$	100.0	化学品事業製品の製造
大日精化(上海)化工有限公司	22,230千US$	100.0	化学品事業製品、高分子事業製品及び印刷総合システム事業製品の製造販売
DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD.	8,700千US$	60.0	化学品事業製品の製造販売
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.	1,493,053千INR	100.0	化学品事業製品の製造販売
HI-TECH COLOR,INC.	25,115千US$	100.0	高分子事業製品の製造販売
DM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V.	15,000千US$	65.0	化学品事業製品の製造販売
P.T.HI-TECH INK INDONESIA	8,940百万IDR	99.875	印刷総合システム事業製品の製造販売
DAICOLOR ITALY S.R.L.	1,500千EUR	100.0	化成品事業製品及び高分子事業製品の販売

(注) 1．資本金は、子会社の決算日現在であり表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数も合わせて算出しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

①当社

本社：東京
支社：東日本（東京）、中部（愛知）、西日本（大阪）
製造事業所：東京、川口（埼玉）、東海（静岡）、大阪、滋賀

②子会社の主要な事業所

浮間合成株式会社：赤羽（東京）、佐倉（千葉）
ハイテックケミ株式会社：成田（千葉）
DAINICHI COLOR (THAILAND) ,LTD.：タイ
DAINICHISEIKA (HK) COLOURING CO.,LTD.：香港
東莞大日化工廠有限公司：中華人民共和国
大日精化（上海）化工有限公司：中華人民共和国
DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD.：ベトナム
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.：インド
HI-TECH COLOR,INC.：アメリカ
DM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V.：メキシコ
P.T.HI-TECH INK INDONESIA：インドネシア
DAICOLOR ITALY S.R.L.：イタリア

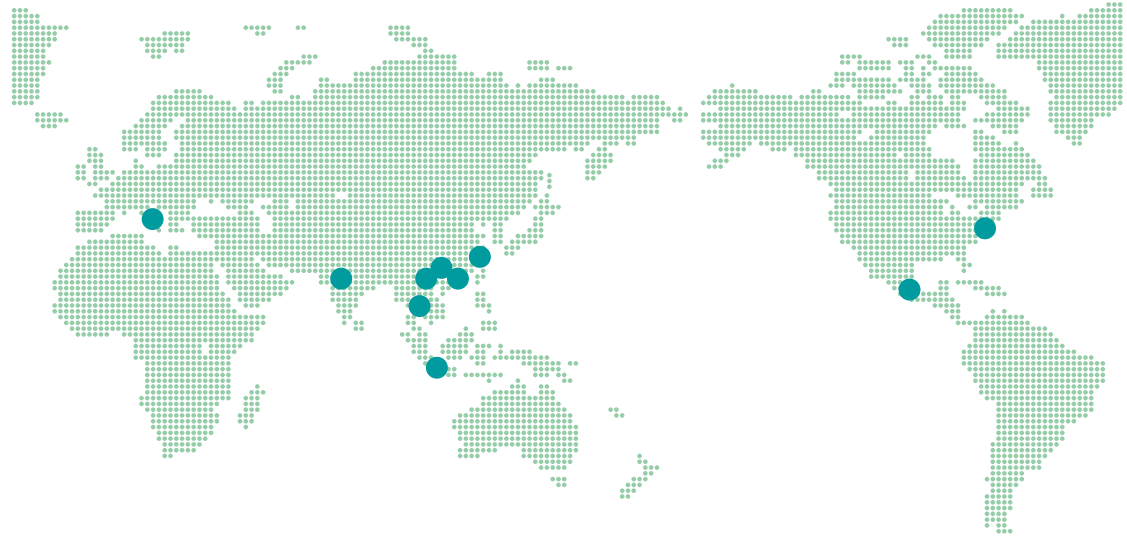

(8) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
化成品事業	518名	△27名
化学品事業	2,088	△41
高分子事業	336	3
印刷総合システム事業	619	1
その他事業	47	△9
全社（共通）	201	11
合計	3,809	△62

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,483名	20名	41.8歳	18.0年

(9) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	8,838百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	7,822
株式会社みずほ銀行	4,783
株式会社千葉銀行	3,731
みずほ信託銀行株式会社	3,382
株式会社足利銀行	2,931

(注) 1．主要な借入先の状況は、当社の借入先及び借入額を記載しております。
2．借入額には、シンジケートローンによる借入金48億９千７百万円が含まれております。

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

前連結会計年度において連結子会社でありました大日精化（上海）貿易有限公司については、清算結了したため連結の範囲から除いております。

2 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　50,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　18,613,110株（うち自己株式　139,956株）
(3) 株主数　　3,400名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,128千株	6.11%
株式会社三井住友銀行	882	4.77
大樹生命保険株式会社	654	3.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	606	3.28
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	601	3.25
みずほ信託銀行株式会社	520	2.81
大日精化従業員持株会	459	2.48
損害保険ジャパン株式会社	371	2.00
高橋　靖	363	1.96
日本パーカライジング株式会社	359	1.94

（注）１．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（139,956株）を減じた株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2021年２月12日開催の当社取締役会決議により、2021年２月15日に、92,000株（発行済株式総数に対する割合0.50%）の自己株式を、総額219,604,000円で取得いたしました。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 弘二	業務推進室、社長室、秘書室、内部監査室、 特定事業企画室、CSR・リスク管理推進本部担当 最高情報セキュリティ責任者 （重要な兼職の状況） ディー・エス・エフ㈱代表取締役社長
常務取締役	小城 義尚	技術機構総括
常務取締役	廣田 恵司	推進機構総括 総務・人事本部、広報本部、 購買本部、海外事業本部担当
取締役	齋藤 修	生産機構総括
取締役	一関 昌文	事業機構総括 顔料事業部、化成品事業部、合樹・着材第１事業部、 新規事業開発本部、グラビアインキ事業部、 オフセットインキ事業部担当
社外取締役	瀧野 裕之	
監査役（常勤）	川田 勝久	
監査役（常勤）	蒲生 善郎	
社外監査役	伊東 君男	
社外監査役	佐藤 幸平	

(ご参考)

2021年３月31日現在における常務執行役員の役位、氏名、担当及び職名は以下のとおりです。

役位	氏 名	担当及び職名
常 務 執 行 役 員	竹田 治	事業機構担当 合樹・着材第２事業部、コート材事業部、 ファインポリマー事業部担当 ファインポリマー事業部 事業部長
常 務 執 行 役 員	青葉 匡彦	生産機構担当 生産推進本部、各製造事業所、施設・設備本部担当 東京製造事業所 事業所長、 東海製造事業所 事業所長
常 務 執 行 役 員	駒田 達彦	推進機構担当 事業管理本部、経理・財務本部、情報システム本部担当 業務推進室 室長 CSR・リスク管理推進本部 副本部長
常 務 執 行 役 員	青柳 太洋	技術機構担当 合成研究本部、分散研究本部、技術管理本部担当 分散研究本部 本部長

(注) １．社外取締役　瀧野 裕之氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
２．社外監査役　伊東 君男氏及び社外監査役　佐藤 幸平氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
３．社外監査役　伊東 君男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．2020年６月26日開催の第117期定時株主総会にて、廣田 惠司氏及び一関 昌文氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
５．2020年６月26日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、中村 一男氏が代表取締役専務を、榊原 俊哉氏及び多田 和資氏が取締役を退任いたしました。
６．2021年１月28日をもって、社外取締役　山田 恒太郎氏が辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

本定時株主総会第５号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の新たな「取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、以下のとおりです。

①取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬は、以下のように業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本としています。

ⅰ 取締役の報酬

a 取締役の報酬に関する基本方針の決定の方法

取締役の報酬に関する方針は当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項であるとの認識に基づき、代表取締役社長及び常務以上の取締役により構成される常務会において、報酬制度の設計内容を検討の上、社外役員を主要な構成員とする諮問委員会に諮問し答申を受けたうえで、代表取締役社長が決定しております。

b 取締役の報酬に関する基本方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とし、役員等報酬規程の定めに従い決定しています。具体的には、社外取締役を除く取締役（以下「社内取締役」といいます。）の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「株式報酬制度」といいます。）に基づく株式報酬の２つにより構成することとし、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしています。また、これらに加えて、社内取締役及び社外取締役に対して役員賞与を支給することができることとしています。

(b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

① 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、役員等報酬規程に従い、役位及び職階に応じて算出した金額に、個人の業績考課を反映させた年額を決定し、毎月定額で支給します。なお、各取締役の役位及び職階の決定方法並びに個人の業績考課の反映方法は以下のとおりです。

イ　各取締役の役位の決定

各取締役の役位については、代表取締役社長が各取締役の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、社外役員を主要な構成員とする諮問委員会に諮問し答申を受けたうえで、取締役会にて決定しております。

ロ　職階の決定

各取締役の役位における職階については、代表取締役社長が各取締役の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、社外役員を主要な構成員とする諮問委員会に諮問し答申を受けたうえで、決定しております。

ハ　個人の業績考課の反映

代表取締役社長は、会社業績や個人の業績評価を基に、取締役ごとに役位及び職階に応じて算出した金額の10%の範囲内で基本報酬の増額、減額を決定することができることとしております。各取締役の基本報酬の増額または減額を決定するに当たり、代表取締役社長は、社外役員を主要な構成員とする諮問委員会に諮問し答申を受けることとしております。

②　役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、各取締役の業績への貢献度を勘案し、代表取締役社長が諮問委員会に諮問し答申を受けて決定のうえ、役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

(c)　業績連動報酬等並びに非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、社内取締役に対し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等として、株式報酬制度に基づく株式報酬を支給します。

株式報酬制度の目的、概要については下記のとおりです。

イ　株式報酬制度の導入目的

当社の社内取締役に対して譲渡制限付株式を交付することにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当社の社内取締役と株主とのより一層の価値共有を進めることを目的とします。

ロ　株式報酬制度の概要

社内取締役に対して、原則として毎事業年度、年額50百万円以内を上限として金銭報酬債権を支給し、社内取締役は、その全額を現物出資として払込み、当社から、年間の上限を30,000株として普通株式の発行又は処分を受けることとします。

なお、当該普通株式の発行又は処分に際して、当社と社内取締役との間で、①社内取締役は、一定期間、割当てを受けた当社普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、及び、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとします。

イ）　金銭報酬債権の具体的な支給時期と支給額、及び当該株式の交付時期

当社株価が当社の経営成績、ひいては企業価値を客観的かつ端的に示すとともに、株主と最も価値を共有しうる指標であるとの理解に基づき、代表取締役社長が、月額基本報酬金額（所得税等控除後の金額水準を含む。）、月額報酬金額推移及び当社株価の推移等を総合的に勘案のうえで、各社内取締役の報酬年額の一定割合を対象とし諮問委員会に諮問し答申を受けたうえで、代表取締役社長が決定しております。

ロ）　譲渡制限期間

取締役会が予め、割当株式の譲渡制限期間を交付日から30年間と定め、当該期間中、社内取締役は当該株式を譲渡、担保の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

ハ）　地位喪失時の取扱い

社内取締役が当社の取締役の地位を喪失した場合、取締役会が正当と認める理由があるときを除いて、当該株式の全てを無償で返納することとしております。

ニ）　譲渡制限の解除等

社内取締役が譲渡制限期間中に継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が終了したときに譲渡制限を解除することとしております。また、社内取締役が任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合は、当社が定めた基準に基づいて譲渡制限を解除することとしております。

ホ）　払込金額の決定

金銭報酬債権額に対する１株あたりの払込金額は、金銭報酬債権の支給日及び支給額を決議する取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない金額で当社取締役会が決定することとしております。

（d）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的な個人別の報酬金額の決定について委任を受けるものとします。代表取締役社長は、役員等報酬規程に基づき基本報酬及び賞与を決定し、当該権限が適切に行使されることとするために、諮問委員会に原案を諮問し答申を受けたうえで決定をします。なお、株式報酬は、諮問委員会の答申を踏まえ、最終的には取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

c 取締役の報酬に関する株主総会決議の内容

取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、当該定めに係る取締役は10名であります。

d 当該事業年度の取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する事項等

当該事業年度の取締役の個人別の基本報酬の額については、取締役会の決議に基づきその具体的内容の決定について委任を受けた代表取締役社長　高橋 弘二が役員等報酬規程に基づき決定しております。代表取締役社長に当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。また、代表取締役社長の当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長が諮問委員会に諮問し答申を受けたうえで決定をしております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う収益環境の悪化を理由に、社内取締役の報酬については役員等報酬規程に定める金額より一定割合減額して支給することとしております。また、取締役に対する役員賞与は支給しておりません。

ii 監査役の報酬

a 監査役の報酬に関する基本方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の監査役の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性及び上記ⅰによって定めた取締役の報酬を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針としています。具体的には、基本報酬を支給することとし、加えて、役員賞与を支給することができることとしています。

(b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

① 基本報酬

当社の監査役の基本報酬は、役員等報酬規程に基づき定められた金額を、毎月定額で支給します。

② 役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、監査役の協議によって役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

(c) 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、役員等報酬規程に基づき、監査役の協議により定めています。

b 監査役の報酬に関する株主総会決議の内容

監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいており、当該定めに係る監査役は３名であります。

c 当該事業年度の監査役の個人別の報酬等の額の決定に関する事項

当該事業年度の監査役の個人別の基本報酬の額については、役員等報酬規程に基づき、監査役の協議により決定しました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う収益環境の悪化を理由に、社外監査役以外の監査役の報酬については、役員等報酬規程に定める金額より一定割合減額して支給することとしております。また、監査役に対する役員賞与は支給しておりません。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	
取締役 （うち、社外取締役）	151 (14)	151 (14)	— (—)	10 (2)
監査役 （うち、社外監査役）	41 (13)	41 (13)	— (—)	4 (2)
合計 （うち、社外役員）	192 (27)	192 (27)	— (—)	14 (4)

（注）1．上記の表には、2020年６月26日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名及び、2021年１月28日をもって辞任した社外取締役１名を含んでおります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、2014年６月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、当該定めに係る取締役は10名であります。
4．監査役の報酬限度額は、1992年６月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいており、当該定めに係る監査役は３名であります。
5．記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

(3) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2018年６月27日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後に引き続いて在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金につき、それぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いただいております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
取締役　４名　29百万円（うち社外取締役１名　１百万円）

なお、過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、全額を計上しております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	取締役会出席状況(出席率)	監査役会出席状況(出席率)	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	瀧野 裕之	12/13 (92%)	—	主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定等における取締役会の機能の独立性の強化及び客観性の向上等を目的として設置している諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役	山田 恒太郎	11/11 (100%)	—	2021年1月28日に辞任するまでに開催された取締役会11回全てに出席いたしました。 主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしておりました。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定等における取締役会の機能の独立性の強化及び客観性の向上等を目的として設置している諮問委員会の委員を務めておりました。
社外監査役	伊東 君男	12/13 (92%)	16/17 (94%)	主に税理士としての専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定等における取締役会の機能の独立性の強化及び客観性の向上等を目的として設置している諮問委員会の委員を務めております。

区分	氏名	取締役会出席状況(出席率)	監査役会出席状況(出席率)	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役	佐藤 幸平	13/13(100%)	17/17(100%)	主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定等における取締役会の機能の独立性の強化及び客観性の向上等を目的として設置している諮問委員会の委員を務めております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、各社外役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、各社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

4 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社グループ（２社除く）のすべての取締役・監査役であり、そのすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称　　監査法人　保森会計事務所

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

(注) 1．当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**111,861**
現金及び預金	36,650
受取手形及び売掛金	47,778
商品及び製品	16,287
仕掛品	599
原材料及び貯蔵品	9,038
その他	1,577
貸倒引当金	△70
固定資産	**85,855**
有形固定資産	**51,373**
建物及び構築物	20,051
機械装置及び運搬具	10,537
工具、器具及び備品	1,985
土地	13,972
リース資産	549
建設仮勘定	4,276
無形固定資産	**2,346**
投資その他の資産	**32,135**
投資有価証券	20,635
出資金	536
繰延税金資産	355
退職給付に係る資産	8,363
その他	2,260
貸倒引当金	△15
資産合計	**197,717**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**59,220**
支払手形及び買掛金	26,566
短期借入金	12,610
１年内返済予定の長期借入金	8,449
リース債務	258
未払法人税等	1,329
賞与引当金	1,786
関係会社整理損失引当金	14
環境対策引当金	25
その他	8,179
固定負債	**34,836**
長期借入金	20,783
リース債務	597
繰延税金負債	1,231
関係会社整理損失引当金	17
環境対策引当金	3,102
退職給付に係る負債	8,526
その他	576
負債合計	**94,056**
純資産の部	
株主資本	**95,875**
資本金	10,039
資本剰余金	9,772
利益剰余金	76,392
自己株式	△330
その他の包括利益累計額	**6,023**
その他有価証券評価差額金	8,046
為替換算調整勘定	△1,875
退職給付に係る調整累計額	△147
非支配株主持分	**1,761**
純資産合計	**103,660**
負債純資産合計	**197,717**

連結損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**138,491**
売上原価		**116,269**
売上総利益		**22,222**
販売費及び一般管理費		**17,301**
営業利益		**4,920**
営業外収益		
受取利息	134	
受取配当金	382	
固定資産賃貸料	96	
持分法による投資利益	171	
保険配当金	139	
補助金収入	359	
その他	384	1,667
営業外費用		
支払利息	405	
為替差損	28	
支払手数料	162	
クレーム弁償損	161	
その他	216	974
経常利益		**5,613**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,938	
関係会社整理損失引当金戻入額	466	
受取補償金	818	
その他	453	3,676
特別損失		
固定資産除却損	107	
減損損失	509	
関係会社整理損	242	
環境対策引当金繰入額	9	
その他	125	995
税金等調整前当期純利益		**8,293**
法人税、住民税及び事業税	1,369	
法人税等調整額	609	1,978
当期純利益		**6,315**
非支配株主に帰属する当期純損失		△27
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,343**

計算書類

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	**74,183**
現金及び預金	13,730
受取手形	3,519
売掛金	34,910
電子記録債権	5,739
商品及び製品	10,603
仕掛品	478
原材料及び貯蔵品	2,839
未収入金	1,108
その他	1,255
貸倒引当金	△4
固定資産	**67,198**
有形固定資産	**25,734**
建物	9,834
構築物	1,201
機械及び装置	3,610
車両運搬具	24
工具、器具及び備品	1,478
土地	6,949
リース資産	176
建設仮勘定	2,459
無形固定資産	**1,849**
借地権	179
ソフトウェア	1,550
その他	119
投資その他の資産	**39,614**
投資有価証券	13,224
関係会社株式	15,271
関係会社出資金	3,592
前払年金費用	6,173
保険積立金	683
その他	682
貸倒引当金	△13
資産合計	**141,381**

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	**49,773**
支払手形	497
買掛金	24,205
電子記録債務	976
短期借入金	8,255
１年内返済予定の長期借入金	8,669
未払金及び未払費用	4,389
未払法人税等	813
賞与引当金	1,166
環境対策引当金	16
その他	783
固定負債	**30,496**
長期借入金	21,268
リース債務	153
繰延税金負債	581
退職給付引当金	4,879
環境対策引当金	3,100
その他	513
負債合計	**80,269**
純資産の部	
株主資本	**54,749**
資本金	**10,039**
資本剰余金	**8,141**
資本準備金	8,137
その他資本剰余金	4
利益剰余金	**36,898**
利益準備金	2,224
その他利益剰余金	34,674
圧縮記帳積立金	1,267
別途積立金	5,870
繰越利益剰余金	27,536
自己株式	**△330**
評価・換算差額等	**6,362**
その他有価証券評価差額金	6,362
純資産合計	**61,111**
負債純資産合計	**141,381**

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		**104,592**
売上原価		**89,213**
売上総利益		**15,379**
販売費及び一般管理費		**14,140**
営業利益		**1,238**
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	1,742	
為替差益	92	
固定資産賃貸料	125	
保険配当金	94	
補助金収入	243	
その他	148	2,449
営業外費用		
支払利息	332	
支払手数料	162	
クレーム弁償損	135	
その他	69	699
経常利益		**2,989**
特別利益		
投資有価証券売却益	200	
受取補償金	818	
その他	67	1,086
特別損失		
固定資産除却損	84	
関係会社株式評価損	361	
減損損失	300	
その他	83	830
税引前当期純利益		**3,245**
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	420	455
当期純利益		**2,789**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

大日精化工業株式会社
　取締役会　御中

監査法人　保森会計事務所
　東京都　港区
代表社員 業務執行社員　公認会計士　横山 博　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　若林 正和　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日精化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

大日精化工業株式会社
　取締役会　御中

監査法人　保森会計事務所
　東京都　港区
代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　横山 博　㊞
代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　若林 正和　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1） 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2） 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び主管部門責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑤会計監査人と、会計監査人が指摘する当社の「KAM事案」について討議及び検討を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月20日 大日精化工業株式会社 監査役会

監査役（常勤）	川田 勝久	㊞
監査役（常勤）	蒲生 善郎	㊞
社 外 監 査 役	伊東 君男	㊞
社 外 監 査 役	佐藤 幸平	㊞

以 上

ご参考

大日精化のCSRとマネジメント

私たちは人権・労働・環境・腐敗防止など、企業市民として果たすべき社会的責任をCSR基本方針として定め、企業活動に反映させています。

CSR 基本方針（2011年１月18日改訂）このCSR 基本方針は、大日精化及び全ての大日精化グループに適用します。

人権	私たちは、基本的人権を尊重し、人権侵害には加担しません。
労働	私たちは、労働者の多様性、人格、個性を尊重し、雇用の確保と安全で働きやすい環境を確保するとともに、強制労働や児童労働はさせません。
環境	私たちは、自然環境と企業との共存を必須課題とし、汚染の予防、限りある資源の有効活用、自然環境の保護と回復に努めます。
公正・コンプライアンス	私たちは、公正・透明・自由な競争並びに適正な取引を行うとともに、一切の腐敗（不正）行為はしません。また、国内外の法令（その他合意した事項）を遵守します。
消費者	私たちは、今後とも、より安全で環境にやさしい社会的に有用な製品、サービスを開発し、提供し続けます。
コミュニティー	私たちは、常に社会の一員であることを念頭に置き、地域活動へ積極的に参加し、市民社会の秩序や安全性確保に努めます。また、企業活動に関する情報を適切に公開します。
情報の保護	私たちは、企業財産である情報及びプライバシー情報を保護します。
リスク管理	私たちは、定期的な事業の評価を行うことにより新たなリスクを早期発見し、そのリスクの排除に努めます。
経営資源	私たちは、企業活動の源泉である経営資源の適正配分と利益の確保に努めます。
教育	私たちは、これらを達成するために、全役員及び全従業員に対して継続的に教育を実施し、CSR 取組の体制を向上するよう努めます。

コーポレート・ガバナンス

当社グループは経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会に貢献していくため、コーポレート・ガバナンスを整備・拡充することが、経営上の重要な課題の一つであると考えています。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制（2021年６月29日以降）は右図のとおりです。

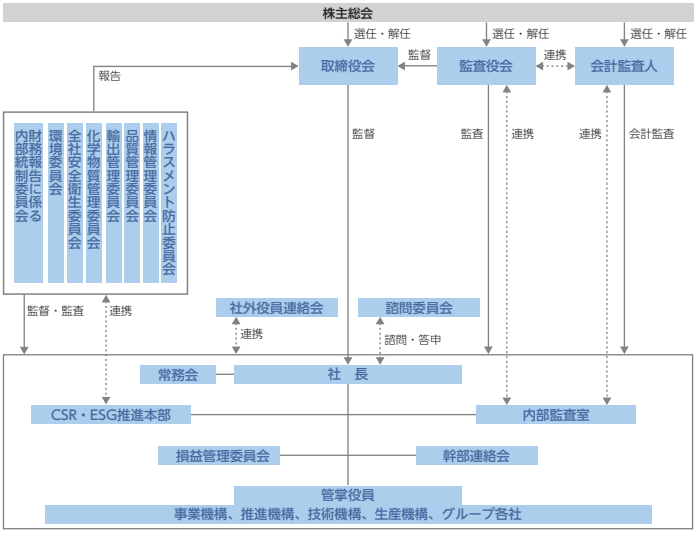

コーポレート・ガバナンスに関する詳細情報はこちら

http://daicolor.co.jp/csr/governance/index.html

株 主 メ モ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日までの１年
定時株主総会	毎年６月
基準日	毎年３月31日 なお、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を臨時に定めることができる。
剰余金の配当の基準日	毎年３月31日及び中間配当を実施するときは毎年９月30日
株主名簿管理人 特別口座管理機関	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
お取扱窓口	お取引の証券会社等。特別口座管理の場合は、特別口座管理機関のお取扱店。
特別口座管理機関 お取扱店	みずほ証券及びみずほ信託銀行 フリーダイヤル　0120-288-324 （土・日・祝日を除く9:00～17:00）
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行　本店及び全国各支店 みずほ銀行　本店及び全国各支店 （みずほ証券では取次のみとなります）
公告方法	当社は公告方法について、電子公告を採用しております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 ※　貸借対照表、損益計算書は、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。

メ　モ

メ　モ

株主総会会場 ご案内図

日時 2021年６月29日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

会場 当社本社ビル ９階 彩鳳
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号

交通
- JR総武快速線　馬喰町駅２番出口より 徒歩２分
- 地下鉄都営新宿線　馬喰横山駅A１出口より 徒歩３分
- 地下鉄都営浅草線　東日本橋駅B４出口より 徒歩６分
- 地下鉄東京メトロ日比谷線　小伝馬町駅２番出口より 徒歩８分

お土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



※当会場では駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用の上ご来場ください。

大日精化工業株式会社
http://www.daicolor.co.jp/

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK